

この論文集は宋を對象としても、内容が多岐に亙るため、私の理解に限界があり、著者の眞意を十分に汲みとれなかったのではないかと恐れている。御海容を御願ひする次第である。

(梅原 郁)

Land Taxation in Imperial China, 1750—1911

Yeh-chien Wang (王業鍵)

Harvard University Press

Cambridge, Massachusetts, 1973

(Harvard East Asian Series 73)

著者王業鍵氏は、全漢昇氏の指導の下で（本書は全氏に捧げられたもの）中國經濟史の研究を始め、渡米後 J. K. Fairbank 及び D. H. Perkins 兩氏の下で清代社會經濟史を専攻し、ハーヴァード大學で博士の學位をとられた。現在オハイオの州立セント大學で、歴史學の助教授を勤められている。本書の外には以下の業績がある。

「清雍正時期的財政改革」『中央研究院歷史語言研究所集刊』

32 一九六二

“The Impact of the Taiping Rebellion on Population in Southern Kiangsu,” *Papers on China*, 19, 1965

“The Fiscal Importance of the Land Tax during the Ch'ing Period,” *Journal of Asian Studies*, 30, 4, 1971.

(これは本書第四章の原型である)

“The Secular Trend of Prices during the Ch'ing Period,”

『香港中文大學中國文化研究學報』5—2 1973

An Estimate of the Land Tax Collection in China, 1753 and 1908, Cambridge, Mass., East Asian Research Center, Harvard University, 1973. (『清代田賦的一個估計』以下『估計』と記す。詳細は後述)

その他、全漢昇氏との共著で次の論文がある。

「清雍正年間的米價」『中央研究院歷史語言研究所集刊』30、一九五九

本書は著者の以上の業績を前提にして、清代の田賦について主に統計的に研究したものである。

まず全體の概略を知るため、本書の章別構成をみておこう。

序

第一章 清代中國の經濟と財政システム

第二章 田賦行政

第三章 田賦附加税の増大

第四章 田賦の財政的重要性

第五章 田賦の地理的差異

第六章 物價變動と田賦の負擔

第七章 清末の田賦行政の再編成へ

本書の目的を著者は序で次のように言っている。「本書は中華帝國をいくつかの點でよりよく理解するために、清朝特に終りの數十年間の中國田賦問題について研究したものである。第一に田賦システムは、清朝財政システムの最も本質的な特徴を示すものとして重要である。……その上、中國史の相繼ぐ王朝の滅亡は、農民への苛

税——特に田賦——に歸因するという一般に承認された命題がある。……この研究は清代の状況でこの命題をテストすることを意圖している。即ち田賦の研究によって清朝財政システムの特徴を示し、併せて「苛税——王朝滅亡」論の検討を行うことが本書の目的と言つてよいであらう。この課題に對して、著者は從來の研究の批判——法典・法規にのみ依據することによる現實とのズレ、租税の推計の基礎の弱さ——の上に立ち、制度と數量の二側面から迫らうとする。以下順を追つて若干の論評を加えながら紹介していこう。

第一章は清代の中國經濟と財政システムの外観を記述している。

著者によれば一七世紀中葉から第一次大戰までに、世界の多くの國が經濟的革命を経験したが、清朝下の中國は經濟構造上は何の變化もなかった。しかしそれでも清代には大きな經濟成長があったが、それは一人當り國民所得の増大を伴わず、主に人口と面積の増大によるものである。殊に人口稠密な地域から滿洲・四川等の土地の豊富な地域への農業の擴大が顯著であるとする。そしてこの經濟成長を一九世紀中葉を境に分け、それ以前を急速な、以後を緩慢な成長の段階とするのである。次いで財政システムに入り、國家歲入の財源として捐（捐納・報効）・税（田賦・鹽稅・關稅・釐金等）を個別に説明し、財政機構として戶部・布政司・督撫・知縣等の任務・權限等を示し、最後に京餉・協餉・規費・攤捐等、統治機關相互の財政的關係を記している。

さて財政システムはともかく、著者の中國經濟の認識には致命的な弱點がある。それは阿片戰爭以後の半植民地性の完全な缺落である。それに相當する筈の部分は次のようになってゐる。「帝國政府は自強運動の一部として、近代産業の建設を試みたが、その努力は

失敗に終つた。そのうえ多くの中國人企業家とともに、條約港の洋商も、手工業から市場を獲得しようと近代企業を設立した。しかしこれらの新企業も、經濟を轉換させるに十分な勢いを生みださなかつた。事實傳統部門は近代部門と競争し、共存した。それ故に清代の間中國經濟は、依然として農業中心で遅れていたのである。この半植民地性の缺落については後に觸れ、ここではもう一點、商品經濟の發展に觸れていないことも指摘しておこう（後に多少觸れてゐるが、不十分である）。

第二章・第三章は著者の言う制度的側面からの分析である。まず

第二章では田賦行政の三過程——土地登録・田賦賦課・田賦徵收——のそれぞれについて、詳細な検討がなされている。まず土地登録については、清朝は國家的規模の丈量を一度も行なわず、明代萬曆の丈量（これについては西村元照氏『東洋史研究』第三〇卷第一・二・三號、川勝守氏『史學雜誌』八〇編三・四號の論文参照）に依據した。かわりに種々の法令を定めて土地の記録を更新しようとしたが、それらは實行されず、その結果耕作面積が相當増大したにもかかわらず、登録面積は一八世紀中葉以後殆んど増えなかつた。田賦は土地面積を基礎としているが故に、この事態は田賦の増加の鈍さを意味する。このような土地登録システムを、著者は清代田賦行政の最も弱い環としている。次いで田賦賦課では、科則が殆んどどの縣で實質的に固定されたことにより、衙門は財政膨脹に伴い附加税に頼らざるをえなくなる。ここに第三章で扱う附加税の必然性が示されるのである。この徵收率の決定權は名目的には中央にあるが、效果的統制はできず、知縣が鄉紳と相談して決定したが、太平天国以後は決定權は督撫に移つていった。本章の最後に田賦徵收

について、包收・包攬等の説明があるが、ここでは省略する。

第三章では、清朝を通じて田賦付加税が増大する傾向が示される。即ち地方衙門の財政は、もともと『大清會典』等に基いた法定の存留部分だけでは賄えず、一部を非法定の付加税に頼らざるをえなかった。雍正帝は養廉銀捻出のため（これについては佐伯富氏『東洋史研究』第二九卷第一・二・三號、第三〇卷第一號、の論文に詳しい）耗羨を公認したが、その後も非法定の付加税は増大していった。それは前章でみた制度的弱點のために、田賦が所得や物價に對する彈性を缺き、財政膨脹の際は付加税を増さざるをえなかったからである。そして清代を通じての人口増とインフレ傾向は行政費を増大させ、この付加税増大を現實化していった。要するに、制度の側面からの分析結果によれば、清朝田賦行政は、付加税に代表される非法定システムが機能することによって、外見よりもはるかに秩序だっていた、ということになるのである。

第四章以下は序にいう數量的側面からの研究であり、著者の本領が遺憾なく發揮されている。ここでの前提となる田賦の推計は、Harvard East Asian Monographsの一冊として出され、業績目録であげた『估計』である。以下は殆んどこれを基礎にして論を進めているので、その内容紹介の前に、姉妹書ともいうべき『估計』について見ておく必要がある。

『估計』では「清朝（一六四四——一九一一）の全盛期及びその滅亡前夜に徴收された田賦の額のリアルな推計」が試みられる。全盛期・滅亡前夜に對應する一七五三年と一九〇八年が選ばれたのは、著者がこの二年のデータが他の時代に比して豊富かつ信頼しうると見なしたからである。

『估計』の第一部は「國家的規模の財政再編成のための準備として、各省の財政狀況の完全な調査書を作れという皇帝の命令に應えて、すべての省當局によって提出された」「財政説明書」をもとにした、一九〇八年の田賦の推計である。管見の限りでは、辛亥革命後に出版されたこの二〇卷の『財政説明書』は、今迄殆んど利用されていない。田賦は科則＋付加税であり、推計で問題になるのは、耗羨以外は非法定であり、それ故普通は公文書には記録されない付加税の額である。推計は次の方法でなされている。まず中國全體を銀錢交換レート・穀物價格によって六地域に分け、同一地域内のレート・價格を統一する。これに基き錢表示は銀に換算され、漕米も銀での價格に直される。そして以下の順で計算される。一、科則の確定、二、付加税の科則に對する割合の推計（主に辛亥革命以後編纂された地方志により補充）——平均徵收率（科則に對する實徵額の割合）の推計、三、全體量の算出。公式化すれば次のようになる（數値は銀兩）。

省の田賦收入＝地丁科則×平均地丁徵收率＋漕米米價×平均漕米徵收率

第二部は雍正帝の税改革により、清朝財政システムがまだ引き緊っている頃とされる一七五三年の田賦推計である。ここでもまず漕米を銀價格に直すために、穀物價格の推定がなされる。その方法は第一部と同じ地域割をし、各地域の雍正時代の平均米價を求め、一七五三年の米價が各地域一律にこれより五〇％上昇したと假定するのである。雍正時代のデータのない滿洲など中國北部については、一九〇八年の地域間價格差から推定される。次いで田賦の推計に入り、科則は『大清會典』、科則に對する耗羨の割合は『大清一統志』

でそれぞれ示される。付加税はこの耗羨の他に平餘錢等の非法定のもがあり、この推計が困難であるが、著者は『硃批諭旨』の范時繹の奏請等から、地丁銀の非法定付加税は雲南以外は耗羨と同額と假定する。漕米の非法定付加税については、耗羨が地丁銀とほぼ等しい10〜15%であり、同一官廳で地丁と一緒に納入されることから、地丁と同じく耗羨の額と同じと假定し、各省一律に耗羨と合わせて科則の25%が付加されたとする。結局公式は次のようになる。

$$\text{畝9田蜀麥} \times \text{一畝} \times \text{率三三} + \text{率三三} \times \text{率三三} \times \text{率三三} \times \text{率三三}$$

『估計』は以上の計算の結果を二七の表として収めている。

さて以上『估計』の作業を追ってみて感じることは、著者の學問的熱意である。提示された資料——殊に大部の『財政説明書』——にはかなりの精粗があり、その一つ一つについて検討し、不足資料を地方志等から補ひ計算していくことは、怠惰な筆者にとって氣の遠くなるような作業である。しかも物價や付加税でデータの不足につきあたり、假説をたてて計算する場合も、ただの思いつきではなく、それなりの根據が求められている。この著者の骨折りにには敬意を表さざるをえない。

もちろんこのことは直ちに推計の妥當性を示すものではなく、肝腎のこの點については、筆者は細部に疑問は感じて、建設的な意見を提出できぬ以上、保留せざるをえない。ただ次の點だけはさしあたり留意しておかねばならないであろう。第一はこの數字が滯納が全くないという假定に基いていることである。著者はいくつかの『財政説明書』で滯納額が10〜20%程度であること(重賦の江浙の資料ではない)、納入期限超過の際の罰金など、滯納の穴を埋める措置があること等をもって「私見では税滯納の問題は無視しうる」

としているが、説得的とは思えない。まして本書のように苛税を問題にする場合は、數字としては表わしにくいとしても一層無視できないのではないか。第二は胥吏・差役の横暴により、農民の實際の負擔は記録された數字よりも多いと考えられることである。第三はデータの扱い方であるが、一七五三年と一九〇八年の差異がそのままその間の時代の趨勢を示すものではないということである。以上の外に一般論として、數量化はあくまで方法の一つにすぎず、その限界に留意しないで絶対視すれば、數字の魔術に陥る危険性があることも指摘しておこう。

『估計』の紹介が長くなったが、本書に戻って紹介を続けよう。

第四章は『估計』の數字をもとに、鹽稅等他の租稅の推定額を加えて兩年度の租稅構造を把握・比較し、租稅上に占める田賦の地位の相對的低下と、田賦内の付加税の%の増大を示している。即ち一七五三年に四分の三弱を占めていた田賦が、一九〇八年には絶対額は増加したが、比率は三分の一強にまで減退している。この絶対額の増加は付加税の増加によるものであり、田賦内の比率が二〇%から五〇%にまで高まっている。田賦の比率の低下した原因として、著者は第二章で見た制度的弱點に加えて、次の三つをあげている。一、釐金・海關稅等の新稅が生産的であった。二、他の稅の殆んどが商品稅であり、田賦よりも社會の所得と物價の變動に高度に對應できる。三、傳統的「輕徭薄賦」の思想と地方の世論により、田賦がふやせない。著者のこの四原因は並列的であり、歴史的把握としては不十分である。先學の研究に従って考えるならば、商品經濟の發展、特に阿片戰爭以後の外國資本主義による強制的なそれに伴う社會變動により、國家の人民支配或いは階級支配の方式が變化したこ

とを示すものであらう。太平天国の鎮壓過程で、一方において減賦を行つて浮糧を削減しつつ、他方で釐金制度によつて流通過程からの収奪を強めることが政策的に行なわれていた事實が、この點で示唆的である。

第五章は田賦負擔とその變化を地理的に考察したものである。まず經濟發展を尺度に三地域に分ける。江浙・廣東等の先進地域、湖廣・四川・滿洲等の發展途上地域、新疆・チベット等の後進地域である。この發展途上地域の人口・耕地面積・生産性が増大し、その結果がある程度田賦にも反映して、清朝の田賦總額に占めるこの地域のシェアを増大させた（特に滿洲・四川）。しかしその増加率は同地域の國民所得に占めるシェアの増加率より低く、結局この地域の稅負擔は相對的には輕くなった。他方先進地域は租稅のシェアは低下したが、國民所得のシェアの低下率の方が大きく、賦稅は相對的に重くなった。それは主として、新たに開拓された耕地が殆んど登録されなかったからである。以上が本章の前半。ついで縣平均租稅收入によつて各省を三ランクに分け、各省の縣も三ランクに分ける。そしてそれぞれにつき地丁銀の科則・徵收率・收稅額（ $\equiv$ 蠲漕 $\times$ 蠲漕率）の三變數の相關を標準偏差と相關係數の公式を用いて求める。結果は科則の收稅額が強い正、科則と徵收率が弱い負、徵收率と收稅額が相關なしとなり、この關係は二つの年度で大きな變化はないということになる。結論として著者はいう。「これらすべてが、地方行政の財政秩序が滿洲王朝の末日までかなりの程度維持され、田賦行政の非法定システムが相當合理化に機能したという我々の制度的分析を裏付けているように思われる」。何故ならば知縣らが致富のために恣意的に徵收率をあげたとしたなら、各省各縣でバ

ラバラになり、三者の相關はなくなるであらうが、そうではなかったから、というのである。しかしここには二つの問題がある。先の『估計』の推計方法に戻つて一七五三年の田賦收入の公式をみよう。地丁銀の耗羨は科則の $10 \sim 15\%$ とはば一定であるから、徵收率もはば一定（ $1.2 \sim 1.3$ ）になる。とすれば一七五三年については、假定を見れば三者の相關はほぼ豫想できるのである。第二に假に數字が正しいとしても、我々は横山英氏等の研究によつて清代後期を通じて抗糧闘争が頻發したことを知っている。現實の稅糧をめぐる諸條件は、この抗糧をその突出部とする國家と糧戸との緊張關係の中で決定されるのであり、官吏の恣意的加稅はしばしば命がけの、地方衙門襲撃にまでいたる暴動を惹起し、チェックされるのである。この抗糧の頻發は田賦制度の不安定さを示すものであり、チェックの結果の數字のみで「秩序だつており、安定していた」と言うなら、その血腥い「秩序」は數字の魔術でしかないであらう。

第六章は田賦を物價との關連で考察し、實際の負擔が清末には輕くなったことを示そうとしたものである。ここでは次の公式が使われる。

$$\text{田賦} \times \text{蠲漕率} \times \text{蠲漕率} = \text{田賦} \times \text{蠲漕率} \times \text{蠲漕率}$$

計算の結果は、「清朝末期、國全體としての農業部門への田賦の實質的負擔は、王朝最盛期の一八世紀中葉のその三分の一強にすぎなかった」となる。但しそれは清朝を通じて傾向的に低下したのではなく、一九世紀中葉には銀價格の高騰・物價の下落により極めて重く、それが太平天国の亂に大きく影響した。ついで著者はこの太平天国以後から清の滅亡に至る五〇年間の田賦について、五つの縣

で主に地方志のデータによって考察する（但し先の公式に基き、物價と田賦の上昇率のみを比較）。結果は王朝最後の數年を除いて（田賦が急増している）田賦の増加は物價を下まわり、負擔は輕減されつつあったことになる。最後にいくつかの例によつて土地收入・地價に對する田賦の割合を求める。前者は二・三%、後者は一%以下に過ぎない。以上の検討を経た本章の結論は、「清末中國の田賦の實質的負擔は、苛酷であつたとは言いがたい。」ということになる。他に材料を持ちあわせぬ筆者にとつて、著者の示すデータは極めて興味ぶかい。しかし論證・結論に疑問がないわけではない。ここでは一つだけ具體的に示しておく。

問題の所は、著者が村松祐次氏『近代江南の租糧』のデータに依據し、蘇州の田賦負擔を考察した部分である。ここで著者が物價變動の指標として採用したのは、一租糧に納入される租米の折錢額である。しかしこれは無條件に米の市場流通價格と置きかえられるだろうか。第一にそれは地主・佃戸の力關係を反映している。第二に原資料は租糧の收支決算報告であり、それ故村松氏も指摘するような帳簿上の折錢率を低くすることによる中飽の可能性がある。このために村松氏はこの折錢額と上海の粳米價格を比較しているのである。筆者は物價變動指數は後者の數字を錢に換算して求めるべきだと思ふ。筆者の試算では、著者の結論とは逆に、米價の上昇率の方が税の上昇率よりやや低いという結果を見た。以上が正しいとすれば著者の論證のしたかたでいくと、蘇州では清末になるにつれ負擔が重くなるということにならないであらうか。

第七章では以上を要約し、本書の結論を記している。「清代田賦行政の最大の缺點は、むしろ經濟が成長するにつれ増大する所得を

獲得できないことである。その上その分散性は、國家の最大の收入源の運営に對する、帝國政府の統制を阻んだ。結果として中國の田賦は、國家支出がとほうもなく膨脹し、それによつて追加收入の必要が大きく増大する清末において、政府財政での役割を減退させていった。もし田賦が對抗する明治の日本のように、清末の財政システムの中で決定的な役割を演じていたなら、近代中國の財政狀態のみならず政治的發展も決定的に異つていただであらう」。そして最後に田賦以外の税も含めた租税全體を計算し、所謂「苛税王朝滅亡説」を検討する。その結果は、一七五三年から一九〇八年の間に、間接税が十倍近く増加し、二倍弱の田賦と併せ全體で四倍になったが、税支拂い能力がこの間に五倍となつたため、税負擔は幾分輕減されたし、國民所得における政府所得のシェアは一九〇八年に僅か二・四%と推測されることから、傳統的「苛税論」は反駁されたということになる。

しかしこれにも異論をださざるをえない。第一は著者の提出した資料でも、田賦について一九〇六年以降急増が見られる。一九〇八年の數字が假に正しいとしても、それは九年、一〇年と物價上昇率を遙かに凌ぎながら進行しつつある租税増加の中間報告に過ぎない。第二に清末に問題になつたのは、田賦よりもむしろ所謂苛捐雜税であり、その苛酷さは『中國近代農業史資料』だけでも明らかであると思ふ。第三には苛税か否かを判定するものは當該時代の人民であり、人民の對應をこそまず問題にすべきである。その點で辛亥革命の時期に、多くの抗捐抗税闘争がおこっていることを著者はどう考へるのか（狹間直樹氏『東洋史研究』第二二卷第二號・石田米子氏『東洋文化研究所紀要』三七、參照）。要するに問題意識を問わず、

苛税であつたか否かの次元でのみ見るならば、筆者には著者の否定論は説得的とは思えないのである。

以上本書の内容を紹介し、いくつか論評を加えてきた。與えられた紙数は既に盡きているので、以下本書全體の感想を記し、責をふさぎたいと思う。

本書の特色は租税の大膽な數量化と、それに基いた計算による論證である。本書の強みと弱點の兩方がその點にあると言つてよからう。「一定」というような、曖昧であるが故に便利な言葉でお茶をにごす我々を尻目に、氣の長い作業の後、次々と數字をあげて論を進める著者の姿勢にはある種の迫力があるし、計算結果から學べるものも多い。しかしそこには推計の基礎となつた數字の信憑性を除いても、なお問題があるように思われる。筆者は第一章の論評で、著者が阿片戦争後の半植民地化に觸れていないことを指摘した。従つてそこでは近代と前近代の明確な區別もなされてはいない。そのような下で二つの年度が比較されるとき、兩者の間にある質的差異は無視され、量的な多い少ないの問題に變えられてしまわざるをえない。本書について見る限り、阿片戦争は急速な成長から緩慢な成長という、量的變化の蜚期以上の大きな意味は持たないかに見える。そしてこの量的變化でしかない近代と前近代をとらうして、經濟成長なり國民所得という近代的臭みを持った概念を基礎に、計算がなされているのである。確かなことは、こういう形で數量分析にのみ止まるならば、帝國主義國と植民地との關係は先進と後進との差と

してしか現われず、搾取・被搾取は全く顔を現わさないということである。清末中國は半植民地であり、イギリスを先頭とした列強により、生産・流通過程からの、或いは國家や金融を通して收奪されていた。清末の税制もこの上に立脚するのである。従つて確かに數量的把握それ自體は有効性を持つとしても、それを無媒介に近代的基準で前近代と比較し、そこから結論を引きだすのは安易という他はなからう。著者の問題とした「苛税論」についていうなら、著者は「租税負擔が民衆革命の主要な原因であるか否かは、問題の時代の社會的經濟的狀態にかかつてゐる」と言つてゐる。しかしその「社會的經濟的狀態」で上記のような基本的な問題を缺落させ、「苛税であつたか否か」の次元で、しかも主要には前近代との比較という方法で問題にする限り、著者の立場は、植民地支配下に形成された傳統的なアジア社會停滯論に基く「苛税論」を、それほど大きく越えるものではないであらう。

以上を讀み直してみて、我ながら荒さが目につく。本書の論點は多様であり、筆者は紙數の關係もあつてその一面を擴大したにすぎない。特に著者の苦心した數量操作から學ぶものが多いにも關わらず、あまり記すことができなかった。その點本書から直接吸収していただきたいと思う。また語學力の弱さとは勉強から、著者の意を曲げた所もあるであらう。著者と讀者の御寛恕を御願ひしたい。

(奥村 哲)